

○金融庁告示第 号

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第五条の九の五第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する金融庁長官の定める額を次のように定め、平成二十年 月 日から適用する。

平成二十年 月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第五条の九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第五条の九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第十六条の四の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を特株特定子会社（法第十六条の四の二第一項に規定する特株特定子会社をいう。）とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第七七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（銀行法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目の額（長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第

五十二条の二十五の規定に基づく連結自己資本比率基準（平成十年大蔵省告示第六十五号）第四条又は第十三条に規定する基本的項目の額をいう。）に百分の五を乗じて得た額とする。